



茨城県報

第 1 2 2 3 号

平成12年12月25日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則（農業経済課） 1

告 示

救急医療協力診療所の指定（医療整備課） 2

定款変更の認可（農村計画課） 3

競争入札の参加者の資格に関する公示（監理課） 3

茨城県建設工事入札参加資格審査要項の一部改正（監理課） 5

茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項の一部改正（監理課） 8

道路の区域の変更（道路維持課） 8

道路の供用の開始（道路維持課） 8

土地改良法に基づく換地処分（土地改良事務所） 9

（選挙管理委員会）

委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有するものの法定数 9

施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定 9

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課） 10

公共測量の実施（3件）（用地課） 10

開発行為の工事完了（2件）（建築指導課） 11

規 則

茨城県規則第195号

茨城県農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則

茨城県農業共済団体等検査規則（昭和44年茨城県規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県農業共済組合等検査規則

第 1 条中「、共済事業を行う市町村及び農業共済組合連合会 (以下「団体等」という。)」を「及び共済事業を行う市町村 (以下「組合等」と総称する。)」に改め、「業務又は会計」の次に「(共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に関する業務又は会計。以下同じ。)」を加える。

第 2 条中「、団体等」を「、組合等」に、「業務の運営及び会計が」を「業務又は会計が農業災害補償法その他の法令、」に、「諸規程 (定款、条例その他当該団体等の規程をいう。)」を「定款、共済事業の実施に関する条例その他の当該組合等の規程」に、「は握」を「把握」に、「、農業共済組合連合会にあつては組合等」を削り、「団体等に」を「組合等に」に、「団体等の」を「組合等の」に改める。

第 3 条中「別に定める農業共済団体等検査要領に従い、団体等」を「知事が別に定めるところにより、組合等」に改め、「(地方総合事務所長の執行に係る検査にあつては、地方総合事務所長。以下同じ。)」を削る。

第 4 条及び第 6 条中「団体等」を「組合等」に改める。

第 7 条中「団体等」を「組合等」に改め、同条ただし書中「及び農業共済組合連合会」を削り、「団体等」を「組合等」に改める。

第 8 条中「通告すること」を「通告」に改める。

第 9 条第 2 項中「第46条の 2」を「第46条」に改める。

第10条中「団体等」を「組合等」に改める。

第11条第 1 項中「及び農業共済組合連合会 (以下「団体」という。)」を削り、「、市町村」を「、共済事業を行う市町村」に改め、同条第 2 項中「団体」を「農業共済組合」に、「市町村」を「共済事業を行う市町村」に改める。

第13条中「団体等」を「組合等」に改める。

第14条第 1 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第 1 号中「、忌避その他特別な事情」を「又は忌避」に改め、同項第 4 号中「はなはだしく」を「甚だしく」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、特別な事情により検査を行うことができないとき。

第15条中「団体」を「農業共済組合」に、「、市町村」を「、共済事業を行う市町村」に改める。

第16条第 2 項中「団体にあつては理事、市町村にあつては市町村長」を「組合等の責任者」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

別記様式中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条関係」に、

「農 業 共 済 組 合 市 町 村 を 農業共済組合連合会」	「農業共済組合 市 町 村」	「第142条の 2 に、「第142条」を 第142条の 3 第142条の 4」
---------------------------------------	-------------------	--

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1395号

次の病院については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和52年茨城県規則第11号) 第 2 条の規定による申出があったので、同規則第 3 条第 1 項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
美 優 ク リ ニ ッ ク	猿島郡三和町大和田1802

茨城県告示第1396号

平成12年11月6日付けで、大山沼土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成12年12月19日認可した。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1397号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成13年度及び平成14年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 契約の種類

建設工事

2 申請の時期

平成13年2月1日（木）から平成13年2月28日（水）まで（当日消印有効）とする。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

茨城県所定の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）及びその添付書類として提出するもののうち様式を定めているものについては、別記1に掲げる販売所において、競争入札参加資格を得ようとする者に販売する。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、別記2に掲げる提出先に書留郵便により郵送すること。

ア 工事経歴書（所定の様式のもの）

イ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し

ウ 建設業労働災害防止協会加入証明書（加入している者に限る。）

エ 経営事項審査結果通知書（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の27第1項の規定に基づく通知）の写し（平成11年7月1日施行の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）に基づく経営事項審査の結果に限る。）

オ 建設工事入札参加資格調書（所定の様式のもの）

カ 県内の県税事務所が発行した県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書。県税の納税義務を有する者に限る。）又は税務署が発行した納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書。県税の納税義務のない者に限る。）

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書並びに添付書類のうちア及びオについては、日本語で作成すること。また、添付書類（ア及びオを除く。）のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札に参加することができない者

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (2) 法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していない者
- (4) 県税を滞納している者
- (5) 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者
- (6) 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

5 競争入札参加者の資格及びその審査

競争入札に参加できる者の資格審査は、次の(1)から(5)までに掲げる項目の点数の合計点をもって行い、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びほ装工事については、さらにこの合計点に基づいて工事種別ごとに3等級又は4等級に区分する。

- (1) 経営事項審査結果通知書に記載されている総合評点
- (2) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に茨城県から請け負って完成させた工事の件数と工事成績から算定する点数
- (3) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前5年間に茨城県建設業者ほう賞規程(昭和33年茨城県告示第307号)の規定に基づき知事が行うほう賞(これに準ずるものとして土木部長及び農林水産部長が行うほう賞を含む。)の受賞実績から算定する点数
- (4) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づき茨城県から受けた指名停止の実績から算定する点数
- (5) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に法第28条の規定により建設大臣又は都道府県知事から受けた指示及び営業の停止の実績から算定する点数

6 資格審査結果の通知

「建設工事入札参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間

平成13年6月1日から平成15年5月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

(1) の有効期間の更新を希望する者は、平成14年12月中に平成15年度及び平成16年度の資格審査に係る公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

別記1 申請書の販売所

社団法人 茨城県建設業協会

〒310 - 0062 茨城県水戸市大町3丁目1番22号

電話 029 - 221 - 5126

別記2 申請書の提出先

茨城県土木部監理課建設業担当

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029 - 301 - 4334

~~~~~

茨城県告示第1398号

茨城県建設工事入札参加資格審査要項 (平成7年茨城県告示第473号) の一部を次のように改正する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

第4条第1項第2号イただし書中「和議法 (大正11年法律第72号) の規定により和議の認可決定が確定した者 (以下「和議会社」) を「民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定により再生計画の認可決定が確定した者 (以下「再生会社」) に改める。

第6条第1項第2号キを次のように改める。

キ 県内の県税事務所が発行した県税納税証明書 (県税に未納がないことを証する納税証明書。県税の納税義務を有する者に限る。) 又は税務署が発行した納税証明書 (消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書。県税の納税義務のない者に限る。)

第7条第2項ただし書中「和議会社」を「再生会社」に改める。

様式第3号を次のように改める。



## (裏 面)

## 記載要領

- 1     で表示された枠 (以下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 2 「行政庁記入欄」は、記入しないこと。
- 3 「大臣・知事コード」の欄には、経営事項審査結果通知書に記載の許可番号のうち、- (ハイフン) の左側の2桁の数字 (例えば建設大臣の許可を受けている者であれば「00」、茨城県知事の許可を受けている者であれば「08」) を、カラムに記入すること。  
「許可番号」の欄には、例えば 000123 のように右詰めで記載し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 4 「審査基準日 (経営事項審査)」の欄には、入札参加資格申請書に添付する経営事項審査結果通知書の審査基準日を記載し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 5 「主たる営業所の電話番号」の欄及び「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ - (ハイフン) で区切り、左詰めで記載すること。
- 6 「防災防の状況」の欄には、建設業労働災害防止協会加入証明書を提出した者は「1」を、それ以外の者は「2」をカラムに記入すること。
- 7 「入札参加資格対象年度」の欄には、入札参加資格申請をしようとする対象年度を、例えば平成13・14年度であれば 13 ・ 14 のように記入すること。
- 8 「入札参加資格」の欄には、希望する資格に応じた「1」又は「2」のコードを記入すること。
- 9 「建設機械施工技士」の欄には、入札参加資格希望業種に130 (ほ装工事)と記入した場合に限り、建設業法に基づく一級建設機械施工技士又は二級建設機械施工技士のうち第三種、第四種又は第五種の資格を有する常勤の者がいる場合は「1」を、いない場合は「2」をカラムに記入すること。  
なお、常勤の判断基準日は申請日とする。
- 10 「アスファルトコンクリート混合所 (プラント)」の欄には、茨城県の指定を受けたアスファルトコンクリート混合所 (プラント)を自社所有している者は「1」を、それ以外の者は「2」をカラムに記入すること。
- 11 「入札参加希望業種 (コード)」の欄には、入札参加を希望する業種について、経営事項審査結果通知書の「建設工事の種類」の欄の左側にある3桁の数字 (例えば土木一式工事は、010) を記入すること。  
ただし、プレストレスト・コンクリート工事 (011)、法面処理工事 (051) 及び鋼橋上部工事 (111)については、記入しないこと。
- 12 「元請最高額 (県内業者のみ)」の欄には、県内に主たる営業所のある者に限り、入札参加を希望する業種ごとに、工事経歴書 (様式第2号) に記載した建設工事のうち直前2年間に元請で施工した工事で最高額のを千円単位で記載すること (経営事項審査で実績から除外されたものを除く。)  
なお、直前2年間とは、4の「審査基準日 (経営事項審査)」以前2年間であること。
- 13 「茨城県内の建設業法に基づく営業所」は、県外業者について、主たる営業所以外で茨城県内に建設業法に基づく営業所のある者のみ記入すること。  
なお、当該営業所が複数ある場合には、そのうちの代表的な営業所を1か所だけ記入すること。
- 14 「名称 (漢字)」の欄には、漢字で左詰めにして記入すること。
- 15 「所在地 (都道府県コード)」の欄には、茨城県のコードの 08 を記入すること。
- 16 「所在地」の欄には、町名、大字名、字名、番地等を漢字、アラビア数字及び - (ハイフン) を用いて記載すること。

## 付 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 茨城県告示第1399号

茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）の一部を次のように改正する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

第4条第1項第2号ただし書中「和議法（大正11年法律第72号）の規定により和議の認可決定が確定した者（以下「和議会社）」を「民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生計画の認可決定が確定した者（以下「再生会社）」に改める。

第6条第1項第10号を次のように改める。

(10) 県内の県税事務所が発行した県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書。県税の納税義務を有する者に限る。）又は税務署が発行した納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書。県税の納税義務のない者に限る。）

第7条第2項ただし書中「和議会社」を「再生会社」に改める。

## 付 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 茨城県告示第1400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 幸手境線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                                                      | 旧新の別             | 敷地の幅員                                  | 延 長              | 摘 要             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------|------------------|-----------------|
| 猿島郡五霞町大字元栗橋<br>字新割5971番28から<br>猿島郡五霞町大字元栗橋<br>字真福寺2545番3まで                                                               | 旧 (A)            | メートル<br>最大 8.6<br>最小 5.5               | メートル<br>2,100    |                 |
| 猿島郡五霞町大字元栗橋<br>字新割5971番28から<br>猿島郡五霞町大字元栗橋<br>字真福寺2545番3まで<br>猿島郡五霞町大字元栗橋<br>字真福寺6714番2から<br>猿島郡五霞町大字元栗橋<br>字真福寺2545番3まで | 新 (A)<br><br>(B) | 最大 8.6<br>最小 5.5<br>最大 41.0<br>最小 16.0 | 2,100<br><br>395 | バイパス一部<br>区間の新設 |

## 茨城県告示第1401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。



平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 幸手境線
- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞町大字元栗橋字真福寺6714番 2 から  
猿島郡五霞町大字元栗橋字真福寺2545番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成12年12月25日

茨城県告示第1402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営ほ場整備事業福原上稲田地区（第1換地区）に係る換地処分をした。

平成12年12月25日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第106号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有するものの法定数は次のとおりである。

平成12年12月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

茨城海区漁業調整委員会 1,222人

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 1,618人

茨城県選挙管理委員会告示第107号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第3項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設を次のとおり指定した。

平成12年12月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

## 1 施設の名称等

| 区 分       | 名 称                                              | 所 在 地                       |
|-----------|--------------------------------------------------|-----------------------------|
| 老人ホーム（特養） | 社会福祉法人 敬和会<br>特別養護老人ホーム ひだまりの家やまと                | 真壁郡大和村大字大国玉<br>字山田新田4514番地2 |
| 老人ホーム（短期） | 社会福祉法人 敬和会<br>短期入所生活介護事業所<br>特別養護老人ホーム ひだまりの家やまと | 真壁郡大和村大字大国玉<br>字山田新田4514番地2 |

## 2 指定年月日 平成12年12月22日

---

公 告

---

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年2月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成12年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県療術福祉協会

3 代表者の氏名

五味道敏

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市大字要435

5 その他の事務所の所在地

茨城県水戸市青柳町641 - 3

6 定款に記載された目的

この法人は、一般県民に対して、高齢者福祉施設等における療術無償ボランティア事業や一般向けに自分でできる療術の療法の紹介事業を行い、広く県民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 茨城町

2 作業の種類 公共測量（茨城町地形図作成）

3 作業期間 平成12年12月12日から平成15年3月14日まで

4 作業地域 茨城町全域

~~~~~

1 測量機関 石岡市

2 作業の種類 公共測量（石岡市固定資産税航空写真撮影）

3 作業期間 平成12年12月16日から平成13年2月28日まで

4 作業地域 石岡市全域

~~~~~

- 1 測量機関 牛堀町
- 2 作業の種類 公共測量 (牛堀町固定資産税航空写真撮影)
- 3 作業期間 平成12年12月16日から平成13年2月28日まで
- 4 作業地域 牛堀町全域

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
牛久市神谷6丁目47-2の一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
北相馬郡藤代町大字高須2353番地  
飯 島 公 男  
飯 島 勝 枝

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高萩市大字下手綱字小埜1260番, 1262番2, 1255番2, 1257番1, 1258番1, 1259番
- 2 事業主の住所及び氏名
北茨城市関南町神岡上1964番地の5
有限会社 村田商会
代表取締役 盧 光 吉

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)